



がん薬物療法専門医のコラム 第4回

みなさんこんにちは

第2回目の コラムで オプジーボ（一般名 ニボルマブ）をとりあげました。

その中でもうすぐ適応が追加されそうとお話した、頭頸部がん について、オプジーボの保険適応が2017年3月24日に承認されました。

これを受けて、今回は、 頭頸部がんのどのような方にオプジーボが使えるようになったかを説明したいと思います。

というのは、適応が追加となると、頭頸部がん の全ての方に使えるようになったと、誤解される方がいるだろうと思われるからです。

薬の医療者用の説明書きのことを、『添付文書』と呼びますが、そこには、適応が以下のようになっています（今回は頭頸部がんについてのみ書きます）。

適応となる病名は

再発 または 遠隔転移を有する 頭頸部がん

注意書きとして

再発 または 遠隔転移を有する 頭頸部がんの場合、プラチナ製剤を含む化学療法による治療歴のない患者に対する本剤の有効性および安全性は確立していない。

と書いてあります。

少し解説を加えます。

頭頸部がんであっても 初めて頭頸部がんになった人で、他臓器への転移がない人には、使えないということになります。

また、再発とか、遠隔転移がある方でも、 プラチナ製剤という抗がん剤治療を受けたことのない人には、使わないでください と書いてあります。

プラチナ製剤というのは、頭頸部がんになられた方で抗がん剤治療を受ける場合にまず、真っ先に使おうとする薬剤ですので、前に治療を受けたことのある人はまずこの系統の抗がん剤を使用していることが予想されます。しかしながら、お一人ずつ状況は異なるためかならずしもこの薬剤を使用しているかはわかりませんので、該当するかどうかは主治医に確認しておく必要があります。

いずれにしても、条件があれば、試す価値はある治療法ですので、私も、該当する患者さんがいれば、治療を検討したいと思っています。

では また

